

保育型児童館入館のご案内

(令和6年度新規入館について)

【児童館とは】

子どもたちの健全な遊びの場として、また遊びを通して生活のルールや協調性、情操を養う児童厚生施設です。

保育型児童館として、3歳児クラスから小学校入学前までを対象とした保育を行なっています。

1. 入館の基準

児童館を利用できる児童は、満3歳以上の児童です。ただし次の場合には入館できません。

- (1) 感染症の疾患があるもの。
- (2) その他入館が不相当と認めるもの

2. 申し込み方法

「児童館入館申込書」を児童館または日光市保育課窓口へ提出してください。

※ 申し込みの前に、利用希望児童館の見学が必要です。

(見学の際は、必ず利用希望児童館へ事前に連絡をお願いします。)

※ クラスの児童数が多数となる場合等で、入館できないことがあります。

3. 申し込みの期間

児童館の入館希望は、随時受付いたします。

令和6年4月以降の入館申込は、令和5年9月1日以降にお申し込みください。

4. 保育料について

保育料の額は、保護者の市区町村民税額によって決定します。

令和6年4月～8月分	令和5年度市区町村民税額で算定した額で徴収
令和6年9月～令和7年3月分	令和6年度市区町村民税額で算定した額で徴収

(1) 保育料の算定にかかる必要書類について

保育料を算定するため、世帯の課税状況が必要です。下記の①～③に該当される方は、下記のとおり書類提出や手続きが必要になります。

※令和5年1月1日現在、日光市に住民登録がある方は添付不要です。

- ① 令和5年1月1日現在、日光市以外に住民登録をしていた方
令和5年1月2日以降日光市に転入された方は、次の「市区町村民税・県民税の税額を確認できる書類」を添付してください。
- ・市区町村民税が給与から引かれている方（会社員等）
「令和5年度 市区町村民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」の写し
 - ・市区町村民税の納税通知書が届いている方
「令和5年度 市区町村民税・県民税 納税通知書」の写し
 - ・上記の書類が用意できない方
「令和5年度 市区町村民税・県民税課税（非課税）証明書」
- ※令和5年1月1日時点の住民登録市区町村に請求してください。

- ② 未申告の方
令和5年度の市区町村民税・県民税が未確定の方は、至急、申告を済ませてください。

- ③ 単身赴任の方
単身赴任などで住民票の世帯が別であっても、実質的に同一生計の場合はその合計額により取り扱いますので、課税証明書等を添付してください。

(2) 口座振替依頼書

保育料の納付は口座振替となります。入館内定後に「口座振替依頼書」を金融機関に提出してください。

5. 入館後の家庭状況変更や退館等について

入館後に下記のように家庭の状況が変わった場合や退館を希望される場合は、児童館または日光市保育課に届出してください。

- ① 婚姻・離婚・死亡等により保護者に変更があったとき
- ② 修正・更正・還付申告により、市区町村民税額等が変更になったとき

6. 食物アレルギーがある児童へのおやつ等の提供について

食物アレルギーがある児童については、児童館でおやつ等の提供において代替食、除去食の対応をしています。児童館は年齢が小さい児童の集団の場であり、誤食を防ぐため、個別の配慮が不可欠です。

見学・申込書提出の際には、必ず食物アレルギー（除去の程度や薬の服用、アナフィラキシー症状の有無など）について、**事前にご相談ください**。（入館申込後に発症した場合は日光市保育課に、入館内定後に発症した場合は児童館にすみやかにご相談ください。）

※食物アレルギーがある児童については、状況を確認するため入館前に主治医記入の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導票」の提出をお願いしています。なお、入館内定後であっても、安全にお預かりできないと判断したときは、おやつ等の提供が難しい場合や、入館を保留することがあります。

7. 入館の取り消し・解除

入館が一度決定した場合でも、下記に該当する場合には入館決定の取り消しまたは解除になることがありますので、あらかじめご承知おきください。

- ① 事実と異なる申請・申告を行なった場合
- ② 児童館での集団保育が困難であると認められるとき
- ③ 疾病その他の事由により他の児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき
- ④ その他児童館での保育の継続を不相当と認めたとき

お問い合わせ先

日光市役所 保育課 保育係

日光市今市本町1番地

TEL 0288 (21) 5186